

広島県告示第八百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県東部建設事務所において、令和八年八月二十日までの間、縦覧に供する。

令和八年八月六日

広島県知事 横 田 美 香

一 道路の種類

県道

二 路線名

新市七曲西城線

三 道路の区域

区 間		新 旧	敷地の幅員 （メートル）	延長 （メートル）	備 考
福山市新市町大字金丸三三六九番地先から 福山市新市町大字藤尾三二四五番一地先まで	旧	五・五〇〃六 ・七〇	一九・七〇		
	新	一〇・六〇〃 一一・三〇	一九・七〇	拡幅	